

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年11月18日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都中央区日本橋二丁目1番3号

不動産投資信託証券発行者名 One リート投資法人

(コード：3290)

代表者の役職・氏名 執行役員

(署 名)

橋本幸治

本投資法人の執行役員である橋本幸治は、本投資法人の2019年3月1日から2019年8月31日までの第12期営業期間の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりです。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従って設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等をみずほリートマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、機関運営及び会計事務等に関する一般事務、資産保管業務並びに投資主名簿管理事務をみずほ信託銀行株式会社に、投資法人債に関する一般事務を株式会社みずほ銀行に委託しています。

2. 運用報告書の作成プロセス

運用報告書は、会計事務等に関する一般事務受託者が作成した会計帳簿を基礎に、資産運用会社の有する情報を加味して作成しております。運用報告書の作成にあたっては、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受ける体制を採るとともに会計監査人の監査を受けております。また、作成された運用報告書は、本投資法人の役員会で承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ①会計事務等に関する一般事務受託者が作成した会計帳簿及び資産運用会社の有する本投資法人に係る情報に基づいて当該運用報告書が作成されたことを確認しております。
- ②運用報告書の作成にあたっては、資産運用会社の定める役割分担に従い責任部署により作成され、定められた承認過程を経ていることを資産運用会社の代表取締役を兼職する私が確認しております。
- ③本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、投信法第130条に従い当該運用報告書を含む計算書類等の監査を受け、監査報告を受領しております。

以上